

令和5年 12月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年12月19日 午前10時 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員	10名	1番 川村 耕一	2番 手塚 幸子	3番 高橋 和子	4番 福田 絹江
		5番 斎藤 敏夫	6番 加藤 英利	7番 神山 隆治	9番 高橋久美子
		10番 小池 毅	11番 渡邊 悦子		
欠席農業委員	8名	増 渕 勝			
出席推進委員	18名	12番 柏 木 武	13番 福田富美男	14番 大島一比古	15番 富田 順子
		16番 福田 正明	17番 神山 守	18番 村上 隆	19番 酒主 学
		21番 西巻 光次	22番 福田 浩一	23番 柴田 洋一	24番 吉原 浩之
		25番 福田 重勝	26番 福田 隆夫	27番 大島 昭吾	28番 阿久津文枝
		30番 佐藤 修一	31番 小倉 政一		
欠席推進委員	20名	星野由起夫	29番 大貫 宣秀		
傍 聴 人	なし				
事 務 局	局長 小又一美	係長 吉澤喜代子	副主幹 永吉和彦	副主幹 佐藤達起	
	主査 鯉沼 慶				

- 第1 ー 議事録署名人の指名
- 第2 ー 会期の決定
- 第3 報告第30号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第31号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第32号 農地法第18条（通知）について
- 第6 議案第75号 日光市農業振興地域整備計画の重要変更について
- 第7 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8 議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第78号 非農地証明願について
- 第10 議案第79号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第80号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

局 長 | それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。  
 本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。  
 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。  
 なお、増渕勝委員から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。  
 また、推進委員の星野由紀夫委員、大貫宣秀委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては、20名中18名の出席であります。

また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江  
議 長  
局 長

ただ今から、令和5年12月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。  
( 議事日程を朗読 )

議 長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思っております。2番 手塚幸子委員、3番 高橋和子委員を指名いたします。

議 長

日程第2「会期の決定」を行います。  
本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。  
( 「異議なし。」との声あり )  
ご異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。  
それでは、議事に入ります。  
なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。

議 長

日程第3、報告第30号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

鯉沼主査

( 鯉沼主査挙手 )  
はい、鯉沼主査。  
総会資料1ページをお開き下さい。  
報告第30号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。  
先月の4条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。申請人、土地の所在等は総会資料のとおりです。  
総会審議日は令和5年11月20日。許可日および指令番号につきましては、令和5年11月20日、日農委指令第4-8号及び9号で許可書を発行しております。

議 長

以上でございます。  
報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
( 「なし。」との声あり )  
それでは、次に移ります。

議 長

日程第4、報告第31号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

鯉沼主査

( 鯉沼主査挙手 )  
はい、鯉沼主査。  
総会資料2ページをお開き下さい。  
報告第31号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。  
先月の5条申請は2件ございました。許可書につきましても2件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和5年11月20日。許可日および指令番号につきましては、令和5年11月20日、日農委指令第5-38号及び39号で許可書を発行しております。

議 長 以上でございます。  
報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
( 「なし。」との声あり )  
それでは、次に移ります。

議 長 日程第5、報告第32号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
( 永吉副主幹挙手 )  
はい、永吉副主幹。  
永吉副主幹 報告第32号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。  
総会資料は、3ページから8ページとなります。  
本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は13件で、申請番号1番、2番が農地法第3条の解約、申請番号3番から13番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。  
以上ご報告いたします。

議 長 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
( 「なし。」との声あり )  
それでは、次に移ります。

議 長 日程第6、議案第75号「日光市農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題といたします。  
今月の現地調査は、遊休農地対策部会が担当しております。はじめに加藤部会長から全体説明をお願いします。  
( 加藤委員挙手 )  
はい、加藤部会長。  
加藤委員 今月は遊休農地対策部会が担当しました。12月15日金曜日に2班体制で現地調査を行いました。  
第1班は、手塚副部会長、大島委員、村上委員、福田会長、第2班は加藤、柏木委員、小倉委員が担当しました。  
担当者を説明します。議案第75号1番は大島委員。  
議案第76号農地法第3条1・2番柏木委員、3・4番加藤、5番手塚副部会長、6・7番大島委員、8番加藤、9番手塚副部会長、10・11番事務局説明。  
議案第77号農地法第5条1・2番柏木委員、3・4・5番小倉委員、6番村上委員。  
議案第78号非農地証明願、1番小倉委員、2・3番村上委員。  
各々が現地調査のご説明をいたしますので、よろしく申し上げます。以上です。  
ありがとうございます。

議 長 それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。  
( 大島一委員挙手 )  
はい、大島委員。  
大島一委員 私は、総会資料9ページ、議案第75号の1番を担当しました。  
本申請は、日光市土沢地内において、寺の庫裏・寺事務所の建設を目的として農振除外をする案件です。  
申請人及び申請地等は資料のとおりです。  
案内図により説明します。  
申請地は、土沢地内、国道121号線と新里街道の交差点から東へ350メートルに位置しています。

公図により説明します。

登記簿地目は登記簿地目は宅地と山林、現況は畑です。

周囲の状況は東側は道路、西側は宅地と畑、北側は道路、南側は畑と水路です。  
土地利用図により説明します。

現地には、申請人、土地家屋調査士が立会いました。

申請地を庫裏及び寺事務所に利用する計画で、杭打ちがしてありました。

申請地の間の土地は、現況では土が被っていて一体となっていますが、水路になっているため、申請地ではありません。

給水は市水道を利用し、事務所から出る汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、市有水路へ放流します。雨水は敷地内浸透処理します。

現地調査の写真による説明します。

現地は更地状態です。水路の部分は中央になります。

以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われま。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告願ひます。

( 加藤委員挙手 )

加 藤 委 員

はい、加藤部会長。

ただいまの説明のとおり、寺の庫裏と事務所を作ることについての変更案件です。部会では許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 「なし」の声あり )

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長

( 全員挙手 )

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

それでは、次に移ります。

議 長

日程第7、議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

( 柏木委員挙手 )

柏 木 委 員

はい、柏木委員。

私は、総会資料10ページ、議案第76号の1番を担当しました。

本申請は、日光市小林地内において 売買を目的とした3条申請です。

申請人、申請地等については資料のとおりです。

案内図による説明。

申請地は、小林地内、小林交差点から北へ約60メートルに位置しています。

登記簿地目は田、現況は田です。

譲受人は所有農地を適切に管理し、夫婦2人で水稻・露地野菜等を作付しています。

購入後は、水稻の作付けを予定しております。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
 ( 加藤委員挙手 )  
 はい、加藤部会長。  
 加藤委員 売買による農地法3条案件です。  
 適切に農地管理がされていました。特段問題はないとの部会での見解です。ご  
 審議お願いいたします。  
 議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま  
 す。  
 ( 「なし」の声あり )  
 議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求  
 めます。  
 ( 全員挙手 )  
 全員挙手であります。  
 よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。  
 議長 次に、番号2番について、担当委員の報告を求めます。  
 ( 柏木委員挙手 )  
 柏木委員 はい、柏木委員。  
 私は、総会資料10ページ、議案第76号の2番を担当しました。  
 本申請は、日光市豊田地内において 親子間の贈与を目的とした3条申請で  
 す。  
 申請人、申請地等については資料のとおりです。  
 案内図による説明。  
 申請地は、豊田地内、日光市消防本部から北東150メートルのところに位置  
 しています。  
 申請地は2筆で、登記簿地目は田、現況は田です。  
 譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻の及び花卉の竜胆  
 やアスターを栽培しております。取得後も水稻の作付を行う計画です。利用権は  
 ありません。  
 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たし  
 ていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。  
 議長 ありがとうございます。  
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
 ( 加藤委員挙手 )  
 はい、加藤部会長。  
 加藤委員 贈与による農地法3条申請です。  
 説明があつたとおり、部会では許可相当と判断しましたので、ご審議お願いい  
 たします。以上です。  
 議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま  
 す。  
 ( 「なし。」の声あり )  
 議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求  
 めます。  
 ( 全員挙手 )

議 長 全員挙手であります。  
よって、番号2番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 次に、番号3番について、担当委員の報告を求めます。  
( 加藤委員挙手 )

加藤委員 はい、加藤委員。  
私は、総会資料10ページ、議案第76号の3番を担当しました。  
本申請は、日光市大桑町地内において 贈与を目的とした3条申請です。  
申請人、申請地等については資料のとおりです。  
申請地は、大桑町地内、轟工業団地入口交差点から北東260メートルところに位置しています。  
登記簿地目は原野・畑及び山林、現況は田です。  
現況は先ほど田と言いましたが、田の一部という解釈で、田に隣接する畦畔です。水利組合が解散し、その土地を隣接している方に贈与する申請です。  
なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
( 手塚委員挙手 )

手塚委員 はい、手塚副部長。  
土手のように見受けられますが、田としての贈与になります。  
説明があったとおり、部会では許可相当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。以上です。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議 長 ( 「なし。」の声あり )  
それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
全員挙手であります。  
よって、番号3番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 次に、番号4番について、担当委員の報告を求めます。  
( 加藤委員挙手 )

加藤委員 はい、加藤委員。  
私は、総会資料11ページ、議案第76号の4番を担当しました。  
本申請は、3番と同じ場所で 贈与を目的とした3条申請です。  
登記簿地目は原野・畑及び山林、現況は田です。  
先ほどと同様に水利組合が解散し、その土地を隣接している方に贈与する申請です。敷地にはポンプアップするための井戸施設がありました。3番と同様土手ですが、田としての贈与です。  
なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
( 手塚委員挙手 )

手塚委員  
議 長

はい、手塚副部長。  
3番と隣接した土地です。説明があったとおり、部会では許可相当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。以上です。  
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 小池委員挙手 )

小池委員  
加藤委員

はい、小池委員  
譲渡人は水利組合の役員ですか。  
水利組合の組合長です。水利組合が所有していたため、組合解散に伴い、隣地の方に贈与をするものです。

小池委員  
加藤委員  
議 長

譲渡人は水利組合の代表という立場でよろしいですか。  
そうです。  
他に何かありましたら、お受けいたします。  
( 「なし。」の声あり。 )

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長

( 全員挙手 )  
全員挙手であります。  
よって、番号3番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長

次に、番号5番について、担当委員の報告を求めます。  
( 手塚委員挙手 )

手塚委員

はい、手塚委員。  
私は、総会資料11ページ、議案第76号の5番を担当しました。  
本申請は、日光市瀬川地内において 売買を目的とした3条申請です。  
申請人、申請地等については資料のとおりです。  
案内図による説明です。  
申請地は、瀬川地内、東武上今市駅から西へ800メートル進んだ付近に位置しています。  
公図による説明です。  
申請地は17筆で、登記簿地目は畑と宅地、現況は畑と田です。  
譲受人は北海道千歳市に本店を置く資本金1,000万円の株式会社です。  
現在、北海道に田11万㎡、畑21万㎡の農地を所有し、水稻、ジャガイモ等を作付けしております。  
今回申請地に新たな拠点を設け、ジャガイモ、水稻、キャベツ、ネギ、白菜等を作付けする予定です。  
従事者は現在北海道に居住する2名を予定しており、許可が下り次第日光市に住民票を移転する計画です。2名は夫婦です。  
現地に残されているビニールハウス、農機等の設備は可能な限り受け継ぐとのことです。  
現地にはブルーベリー等の樹木が植えられていますが、こちらについて継続する予定はなく伐採するとのことです。  
なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

( 加藤委員挙手 )  
 はい、加藤部会長。  
 加藤委員 売買による農地法3条申請です。  
 説明があったとおり、北海道から移住してじゃがいもや野菜を作付けする計画  
 議 長 です。当部会では許可相当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。以上  
 です。  
 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま  
 議 長 す。  
 ( 「なし。」の声あり )  
 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求  
 議 長 めます。  
 ( 全員挙手 )  
 全員挙手であります。  
 よって、番号5番は、原案のとおり許可とすることに決しました。  
 議 長  
 次に、番号6番について、担当委員の報告を求めます。  
 ( 大島一委員挙手 )  
 大島一委員 はい、大島委員。  
 私は、総会資料12ページ、議案第76号の5番を担当しました。  
 本申請は、日光市大室地内において 売買を目的とした3条申請です。  
 申請人、申請地等については資料のとおりです。  
 案内図による説明。  
 申請地は、大室地内、大室小学校から南西640メートルのところに位置して  
 います。  
 登記簿地目は田、現況は田です。  
 今回の申請地は隣接している譲受人の田と一体になっており、贈与により整理  
 されます。  
 譲受人は経営農地を適切に管理しており、機械設備も所有しております。譲受  
 人の住居は約500メートルの近隣にあり、効率の良い耕作地です。取得後も水  
 稲の作付を行う計画です。  
 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たし  
 ていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。  
 議 長 ありがとうございます。  
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
 ( 手塚委員挙手 )  
 手塚委員 はい、手塚副部会長。  
 売買による農地法3条申請です。  
 ただいまの説明のとおり、部会では許可相当と判断しましたので、ご審議願  
 議 長 います。以上です。  
 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま  
 議 長 す。  
 ( 「なし。」の声あり )  
 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求  
 めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
 全員挙手であります。  
 よって、番号6番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 次に、番号7番について、担当委員の報告を求めます。  
 ( 大島一委員挙手 )  
 はい、大島委員。

大島一委員 私は、総会資料12ページ、議案第76号の7番を担当しました。  
 本申請は、日光市猪倉地内において 交換を目的とした3条申請です。  
 申請人、申請地等については資料のとおりです。  
 案内図による説明。  
 申請地は、猪倉地内、猪倉交差点から県道小来川文挾石那田線に入り南西1.5キロメートルのところに位置しています。  
 登記簿地目は山林及び畑、現況は田です。  
 譲受人は経営農地を適切に管理しており、取得後もネギと大根の作付を行う計画です。  
 今回の3条申請の交換対象は山林ですので、3条申請はございません。  
 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
 ( 手塚委員挙手 )  
 はい、手塚副部長。

手塚委員 ただいまの説明のとおり、部会では許可相当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。以上です。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議 長 ( 「なし。」の声あり )  
 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
 全員挙手であります。  
 よって、番号7番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 次に、番号8番について、担当委員の報告を求めます。  
 ( 加藤委員挙手 )  
 はい、加藤委員。

加藤委員 私は、総会資料12ページ、議案第76号の8番を担当しました。  
 本申請は、日光市町谷地内において 売買を目的とした3条申請です。  
 申請人、申請地等については資料のとおりです。  
 案内図による説明。  
 申請地は、町谷地内、轟小学校から南700メートルのところに位置していません。  
 登記簿地目は原野・山林・田及び畑、現況は田及び畑となっております。  
 農地は10筆ありますが、4筆分が一体となっていました。  
 譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻及び露地野菜を作

付けしております。取得後も水稻及び野菜の作付を行う計画です。利用権はありません。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

手塚委員 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
(手塚委員挙手)

手塚委員 はい、手塚副部長。

議長 ただいまの説明のとおり、部会では許可相当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。以上です。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(小池委員挙手)

小池委員 はい、小池委員。

議長 譲受人の情報を詳しく知りたいので、推進委員でご存じの方をお願いします。  
(佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

議長 申請書にある耕作者情報は申請者のご両親です。  
(川村委員挙手)

川村委員 はい、川村委員。

議長 おそらく、養豚をやっている方の息子さんかと思われます。

小池委員 よろしいですか。

議長 はい。

議長 他にありましたら、お受けします。  
(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手であります。

議長 よって、番号8番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議長 次に、番号9番について、担当委員の報告を求めます。  
(手塚委員挙手)

手塚委員 はい、手塚委員。

議長 私は、総会資料13ページ、議案第76号の9番を担当しました。

本申請は、日光市山口地内において 贈与を目的とした3条申請です。

申請人、申請地等については資料のとおりです。

案内図による説明。

申請地は、山口地内、国道119号線の山口交差点から南へ200メートルに位置しています。

登記簿地目、現況ともに田となっております。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻を作付けしております。取得後も水稻の作付を行う計画です。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
 ( 加藤委員挙手 )  
 はい、加藤部会長。  
 加藤委員 贈与による3条申請です。ただいまの説明のとおり、部会では許可相当と判断  
 議長 しましたので、ご審議お願いいたします。以上です。  
 議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 議長 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま  
 す。  
 ( 「なし。」の声あり )  
 議長 議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 議長 番号9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求  
 めます。  
 ( 全員挙手 )  
 議長 議長 全員挙手であります。  
 議長 議長 よって、番号9番は、原案のとおり許可とすることに決しました。  
 議長 議長 次に、番号10番、11番について、事務局の説明を求めます。  
 ( 係長挙手 )  
 係長 議長 はい、吉澤係長。  
 係長 議長 12月12日付け、申請取下げの申し出があったことから、番号10番、11  
 議長 議長 番は、議案を取り下げることとなりました。  
 議長 議長 以上です。  
 議長 議長 説明が終わりました。  
 議長 議長 ここで、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
 ( 「なし」の声あり )  
 議長 議長 それでは、次に移ります。  
 議長 議長 日程第8、議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議  
 題とし、関連がありますので、番号1番、2番について、担当委員の一括報告を  
 求めます。  
 ( 柏木委員挙手 )  
 柏木委員 議長 はい、柏木委員。  
 柏木委員 議長 私は、総会資料14ページ、議案第77号の1番を担当しました。  
 柏木委員 議長 本申請は、日光市川室地内において、売買により太陽光発電設備を目的として  
 転用する5条申請です。  
 柏木委員 議長 申請人及び申請地等は資料のとおりです。  
 柏木委員 議長 申請地は、川室地内、轟工業団地から南西へ400メートルほど進んだところ  
 に位置しています。  
 柏木委員 議長 登記簿地目は畑、現況は畑です。  
 柏木委員 議長 周囲の状況は東側は畑、西側は道路、南側は道路、北側は道路です。  
 柏木委員 議長 譲受人は東京都中央区に本店を置き、太陽光発電事業を主な業務とする昭和4  
 9年に設立された資本金8000万円の法人です。  
 柏木委員 議長 現地には、土地家屋調査士が立会いました。  
 柏木委員 議長 申請地を太陽光発電設備に利用する計画で、パネル210枚を設置する予定で  
 す。売電価格は14円です。  
 柏木委員 議長 給排水は、ありません。雨水は、敷地内浸透処理します。  
 柏木委員 議長 現地は荒れていました。敷地内に大きな石が多数あったため、始末書提出を依  
 頼しました。石についても埋めないように注意しました。

柏木委員

周囲はネットフェンスを設置する予定です。  
以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われます。ご審議の程よろしく  
お願いします。

引き続き2番について説明します。

私は、総会資料14ページ、議案第77号の2番を担当しました。

本申請は、日光市川室地内において、売買により太陽光発電設備を目的として  
転用する5条申請です。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

申請地の説明は、1番と隣接していますので省略します。

登記簿地目は畑、現況は畑です。

周囲の状況は東側は山林と畑、西側は道路、南側は道路、北側は道路です。

譲受人は東京都中央区に本店を置き、太陽光発電事業を主な業務とする平成1  
2年に設立された資本金1000万円の法人です。

現地には、土地家屋調査士と譲受人が立会いました。

申請地を太陽光発電設備に利用する計画で、パネル124枚を設置する予定で  
す。

給排水は、ありません。雨水は、敷地内浸透処理します。

隣接地主の許可は得ているとのことです。

周囲はネットフェンスを設置する予定です。

始末書については同じ地主のため、1枚の提出です。

以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われます。ご審議の程よろし  
くお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(加藤委員挙手)

加藤委員

はい、加藤部会長。

太陽光発電設備を作る5条申請です。現地は大変荒れており、大きな玉石やコ  
ンクリートが多数あり、始末書の提出を求めたところ、その日に提出されたとの  
ことですので、事務局で朗読をお願いします。

議長

事務局お願いします。

(鯉沼主査挙手)

鯉沼主査

はい、鯉沼主査。

読み上げます。

始末書。この度、5条申請につきまして、現地の玉石等の放置について、適切  
に処分いたします。今後は、このようなことがないようにいたしますので、今回  
の太陽光発電設備の許可について、ご配慮いただきますようお願いいたします。  
以上です。

加藤委員

ありがとうございました。

太陽光発電設備を作る際に石を埋めてしまいそうな感じだったため、現地で強  
く言うておきましたので、埋めてしまうようなことはないと思います。

また、太陽光発電設備設置には条件が非常に悪い土地でした。南と西側が樹齢  
5から60年程度の杉と檜が生えていました。こんなところに作るのか確認しま  
したが、申請者は作るとのことでした。

部会としては許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いま  
す。以上です。

議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしま  
す。

( 齋藤委員挙手 )  
はい、齋藤委員。  
隣接の農地との高低差についてお聞きしたいです。  
東側の農地は麦を作っていて、7から80センチの高低差で、北側は40センチほどの高低差でした。西と南は道路を挟んで林地でした。以上です。

齋藤委員  
加藤委員  
議長  
( 齋藤委員挙手 )  
はい、齋藤委員。  
そうしますと、雨水が周囲の農地に流れ込む心配はないのでしょうか。先ほどの説明で隣接地の同意をとれているとのことですが、心配があります。

柏木委員  
加藤委員  
議長  
( 川村委員挙手 )  
はい、川村委員。  
1番と2番は同じ太陽光ですが、譲受人が違うことに何か理由はありますか。  
聞き取りによると、2番の業者が先に交渉をしていたそうです。1番の業者が入ってきた理由はわからないとのことでした。  
友達関係の会社ではないかと思われます。土地家屋調査士は1番と2番の両方の代理人でした。そのように見受けられました。

齋藤委員  
川村委員  
議長  
( 「なし」の声あり )  
それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長  
( 全員挙手 )  
全員挙手であります。  
よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議長  
次に、番号2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 全員挙手 )  
全員挙手であります。  
よって、番号2番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議長  
ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時46分 )

(再開 午後 1時00分 )

議長  
審議を再開いたします。  
議案第77号番号3番、4番について、関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。  
( 小倉委員挙手 )  
はい、小倉委員。  
私は、総会資料15から17ページ、議案第77号の3・4番を担当しました。

小倉委員

本申請は、日光市町谷地内において、3番は砂利採取を、4番は表土置き場を目的として転用する5条申請です。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

申請地は、町谷地内、鬼怒川上流浄化センターから西へ400メートルに位置しています。

登記簿地目は田・畑・原野・宅地、現況は田です。

周囲の状況は東側と西側と南側は田、北側が道路と田です。

申請地はリボンで示されていました。

現地には譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地を砂利採取・表土置き場に利用する計画です。原石採取埋め戻しの角度は45度、高さは10メートル、保安距離は2メートルから5メートルです。

周囲には安全対策のために単管パイプとトラロープで柵を設置する予定です。

以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

( 加藤委員挙手 )

加 藤 委 員

はい、加藤部会長。

砂利採取と表土置き場を目的とした5条申請です。

ただいまの説明のとおり、部会では許可相当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。以上です。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

( 川村委員挙手 )

川 村 委 員

はい、川村委員。

譲渡人は他県の人ですが、申請地は田を耕作していたようで、実際に耕作していた人はどういう状況なのでしょうか。

( 鯉沼主査挙手 )

鯉 沼 主 査

はい、鯉沼主査。

耕作者が借りている状況です。耕作者から砂利採取することへの同意書をいただいています。

議 長

他にありませんか。

( 福田重委員挙手 )

福 田 重 委 員

はい、福田委員。

借主企業は新しい会社でしょうか。

議 長

( 鯉沼主査挙手 )

鯉 沼 主 査

はい、鯉沼主査。

借主企業は平成25年に設立された法人で、昨年も今回の申請地のすぐ隣で採取をして、埋め戻しまで完了して、今回申請になっています。

福 田 重 委 員

今までやっていたところは何パーセント完了しているのですか。

鯉 沼 主 査

100パーセント完了しました。

福 田 重 委 員

10メートル掘削する説明でしたが、周囲の地下水の影響はないのでしょうか。水が出た場合の処理の仕方はどうするのでしょうか。

加 藤 委 員

今回の掘削は10メートルです。隣接地の掘削で10メートル以上掘ると水が出てくるため、10メートルに決め、10メートル以上は掘らないということです。

福 田 重 委 員

10メートルまでに水が出た場合はどうするのでしょうか。

加藤委員 隣接地が10メートル以上掘ったところで水が出たため、10メートルまでは出ないと判断し、10メートルに決めました。そこまでで水が出たらそれ以上は掘らないそうです。

議長 他にありませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
はじめに、番号3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 挙手全員であります。  
よって、番号3番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議長 次に、番号4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 挙手全員であります。  
よって、番号4番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議長 次に、番号5番について、担当委員の報告を求めます。  
(小倉委員挙手)

小倉委員 はい、小倉委員。  
私は、総会資料17ページ、議案第77号の5番を担当しました。  
本申請は、日光市大室地内において、売買により住宅敷地拡張を目的として転用する5条申請です。  
申請人及び申請地等は資料のとおりです。  
申請地は、大室地内、大室交差点の南東10メートルに位置しています。  
登記簿地目は畑、現況は畑です。  
周囲の状況は東側と西側と南側は宅地、北側は水路です。  
現地には譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地を住宅敷地拡張に利用する計画でくい打ちがしてありました。  
敷地内は砂利敷きで、境界は土留め擁壁を設置します。申請地は出入り口がないため、北西側の塀を取り壊して出入りできるようにします。  
以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われれます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
(加藤委員挙手)

加藤委員 はい、加藤部会長。  
住宅敷地拡張として、駐車場に利用することを目的とした5条申請です。交差点がだんだん広くなったことで、自分の敷地が減ってしまい、車を止める場所がなくなったため、土地を購入して車を止める場所を作ることです。  
部会では許可相当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。以上です。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたしません。  
(小池委員挙手)

小池委員 はい、小池委員。  
隣接する幹線水路に対する保護対策を改めて説明願ひします。



す。  
 ( 「なし」の声あり )  
 議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
 挙手全員であります。  
 よって、番号6番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 日程第9、議案第78号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。  
 ( 小倉委員挙手 )  
 小倉委員 はい、小倉委員。  
 私は、総会資料18ページ、議案第78号の1番を担当しました。  
 本申請は、日光市栗原地内において、宅地として利用しています。  
 願出人、願出地は資料のとおりです。  
 願出地は、栗原地内栗原交差点からバイパス方面180メートルに位置しています。  
 登記簿地目は田、現況は宅地です。  
 現地には、願出人が立会い、杭打ちがしてありました。  
 願出地は、昭和48年に隣接地を贈与され、居宅を建築して一体として宅地として利用しております。  
 公図と現況はずいぶん違っていました。  
 空中写真が添付されていて、平成12年には宅地であったことが確認できます。  
 以上のことから、証明することに問題がないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
 ( 加藤委員挙手 )  
 加藤委員 はい、加藤部会長。  
 立派な庭になっていました。道路が広がってきているせいか公図とずれていました。願出人の敷地全体から見て、全て庭になっていますので、部会では証明妥当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。以上です。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。  
 す。  
 ( 「なし」の声あり )

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
 番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 ( 全員挙手 )  
 挙手全員であります。  
 よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議 長 次に、番号2番、3番について、関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。  
 ( 村上委員挙手 )

村上委員 はい、村上委員。  
私は、総会資料18ページ、議案第78号の2・3番を担当しました。  
本申請は、日光市山口地内において、宅地として利用しています。  
願出人、願出地は資料のとおりです。  
願出地は、山口地内国道119号線の山口交差点を宇都宮方面へ970メートルに位置しています。  
登記簿地目は田、現況は宅地です。  
現地には、行政書士が立会い、目印がしてありました。  
願出地は、既存住宅が新築されて以来、49年以上前から宅地として利用し、現在に至っております。50年以上が経過しています。  
平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。  
現地は全面砂利敷きになっていました。  
以上のことから、証明することに問題がないと思われま。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。  
(手塚委員挙手)

手塚委員 はい、手塚副部長。  
家が建設され、小屋があり、砂利が敷かれ、田には戻れない状況でした。部会では証明妥当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。以上です。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。  
(小池委員挙手)

小池委員 はい、小池委員。  
空中写真が証明根拠だとすると25年では経過年数が証明できないのではありませんでしょうか。経過年数は49年以上経過となっております。

議長 (佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。  
申請に伴い家屋の評価証明が添付されていまして、家屋建築が昭和49年と記載されています。よりまして、49年経過を確認しています。

議長 補足の説明がありました。  
他に何かありますか。  
(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 挙手全員であります。  
よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議長 続きまして、番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長 挙手全員であります。  
よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議 長 日程第10、議案第79号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（永吉副主幹挙手）

永吉副主幹 はい、永吉副主幹。

議案第79号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。

総会資料は19ページから21ページになります。

件数は4件で、面積合計は21筆で40,580.96平方メートルとなります。

「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

議 長 はじめに総会資料21ページ4番について、審議いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、24番 吉原浩之委員の退席を求めます。

（吉原浩之委員退席 午後1時55分）

議 長 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑を終結し、採決いたします。

議 長 議案第79号のうち、4番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第79号のうち、4番については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 吉原浩之委員の着席を許可いたします。

（吉原浩之委員着席 午後1時56分）

議 長 次に、4番以外の案件について、審議いたします。

議 長 ご質問等ございましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

4番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 挙手全員であります。

よって、4番以外の案件は、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 それでは、次に移ります。

議 長 日程第11、議案第80号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（永吉副主幹挙手）

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

議案第80号 「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、『利用権設定』の案件になります。総会資料は22ページから58ページです。

件数は104件、面積合計は499筆で787,782.77平方メートルとなります。

内訳は、申請番号1番から8番が農業委員会扱いの利用権の更新で、申請番号9番から104番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が35件、更新が69件となっております。

「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

はじめに総会資料37ページの41番、38ページの42番、51ページの80番について、審議いたします。

議 長

ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、24番 吉原 浩之委員の退席を求めます。

（ 吉原浩之委員退席 午後2時1分 ）

議 長

それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（ 「なし」の声あり ）

議 長

質疑を終結し、採決いたします。

議案第80号のうち、41番、42番、80番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第80号のうち、41番、42番、80番については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長

吉原浩之委員の着席を許可いたします。

（ 吉原浩之委員着席 午後2時3分 ）

議 長

次に、総会資料40ページ、45番について、審議いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、13番 福田富美男委員の退席を求めます。

（ 福田富美男委員退席 午後2時4分 ）

議 長

それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（ 「なし」の声あり ）

議 長

質疑を終結し、採決いたします。

議 長

議案第80号のうち、45番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第80号のうち、45番については、原案のとおり決定することに決しました。

（ 福田富美男委員着席 午後2時5分 ）

議 長

次に、総会資料53ページ、86番、87番、88番、54ページ、89番、

90番、91番について、審議いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、19番 酒主学委員の退席を求めます。

( 酒主学委員退席 午後2時6分 )

議長 長 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし」の声あり )

議長 長 質疑を終結し、採決いたします。

議長 長 議案第80号のうち、86番、87番、88番、89番、90番、91番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議長 長 挙手全員であります。

議長 長 よって、議案第80号のうち、86番、87番、88番、89番、90番、91番については、原案のとおり決定することに決しました。

議長 長 酒主学委員の着席を許可いたします。

( 酒主学委員着席 午後2時7分 )

議長 長 次に、これまで審議した案件以外の案件について、審議いたします。

議長 長 ご質問等ございましたらお受けいたします。

( 柏木委員挙手 )

柏木委員 はい、柏木委員。

柏木委員 46ページと52ページは0キログラムとなっていますがどうしてでしょうか。

議長 長 ( 永吉副主幹挙手 )

議長 長 はい、永吉副主幹。

永吉副主幹 利用権設定の際に取り交わす利用権設定関係各筆明細の貸賃の欄の記載が総会資料に記載されている内容のとおり0キログラムとなっていたため、取り扱っている日光市農業公社に確認したところ、その時の出来高によって決まるという説明を受けました。そのため、明細どおりの記載をしたものです。

議長 長 他にありましたらお受けします。

( 渡邊委員挙手 )

渡邊委員 はい、渡邊委員。

渡邊委員 先ほどの3条5番で譲渡人が譲受人に売買申請がありましたが、25ページ10番で譲受人になっています。新しく始めるのでしょうか。

永吉副主幹 理由はわかりかねますが、日光市農業公社から提出されたものです。

議長 長 他にありましたらお受けします。

( 「なし」の声あり )

議長 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

議長 長 これまで審議した案件以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議長 長 挙手全員であります。

議長 長 よって、これまで審議した案件以外の案件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

議長 長 これをもちまして、令和5年12月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時17分